

# 現代経済事情Ⅲ 世界経済と中小企業

第10回

2007年6月27日

高田好章





今日の富士山



新幹線の車窓から見える会社





奈良・秋篠寺

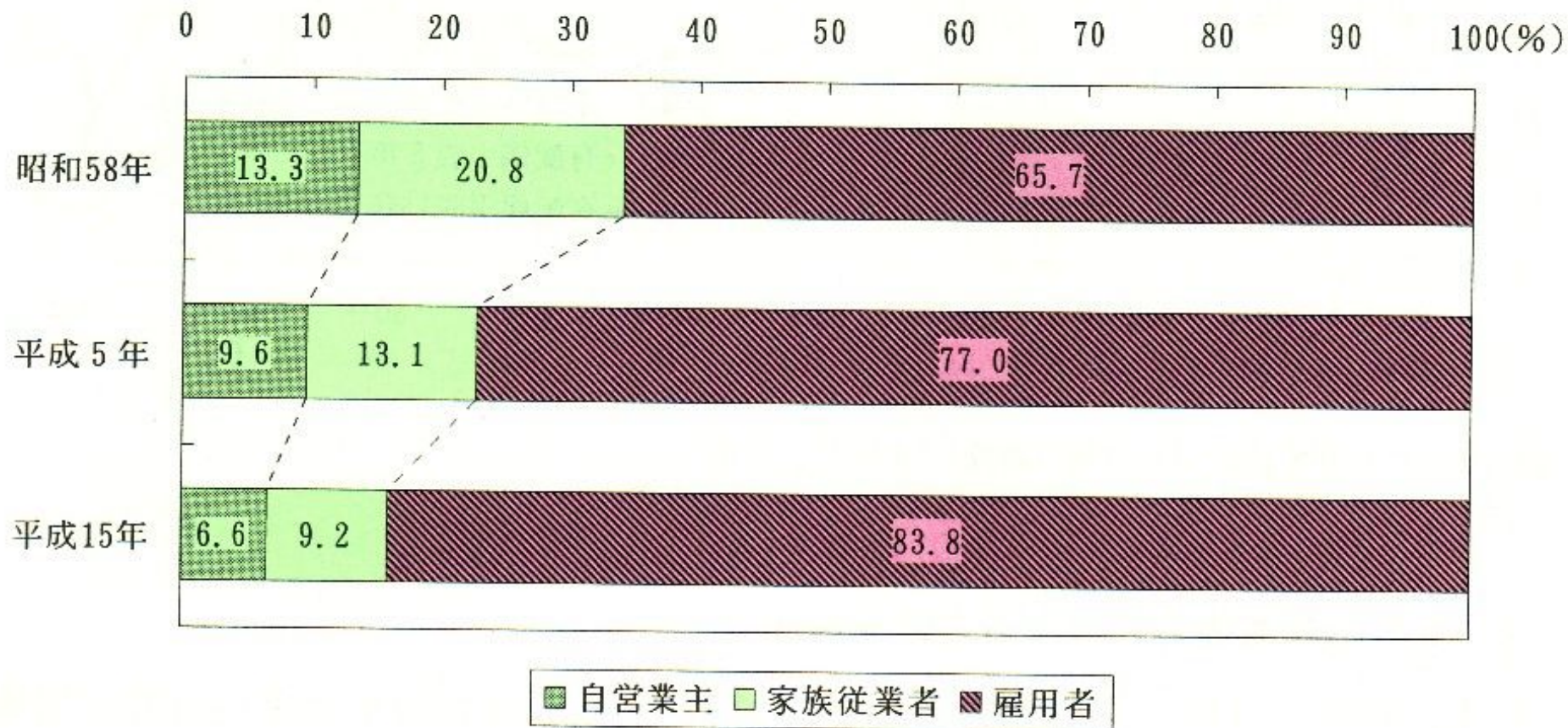


本日のテーマ

女性労働を考える

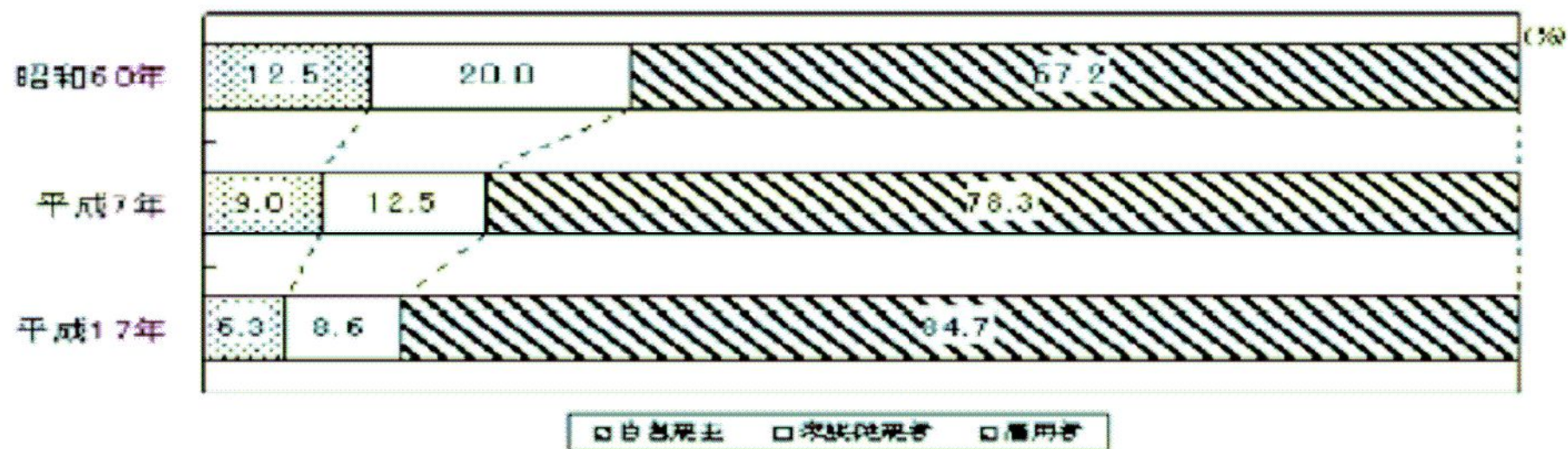


第1-5図 従業上の地位別女性就業者の割合



資料出所：総務省統計局「労働力調査」(昭和58、平成5、15年)

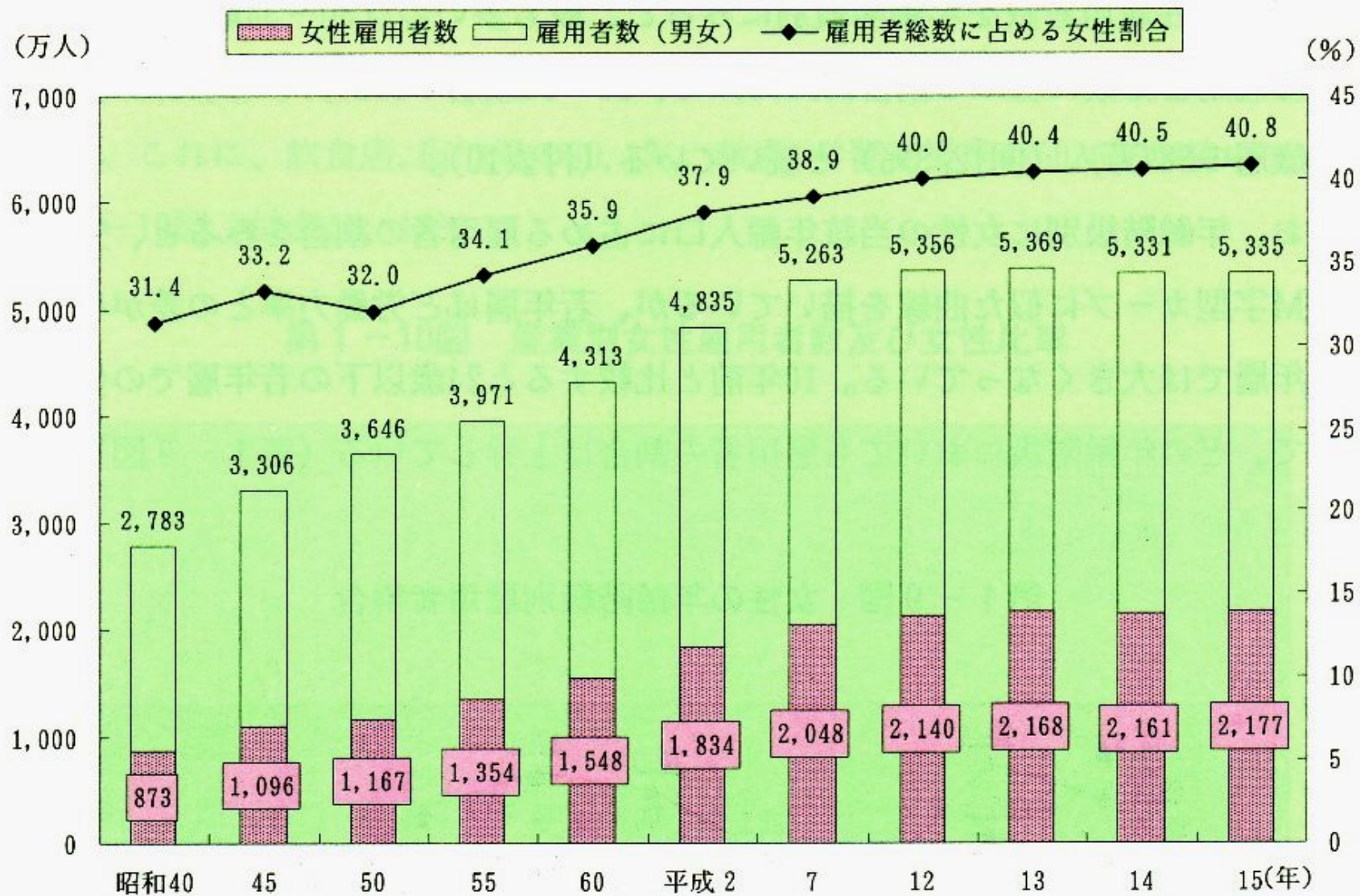
図表1-4 従業上の地位別女性就業者の割合



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（昭和60、平成7、17年）



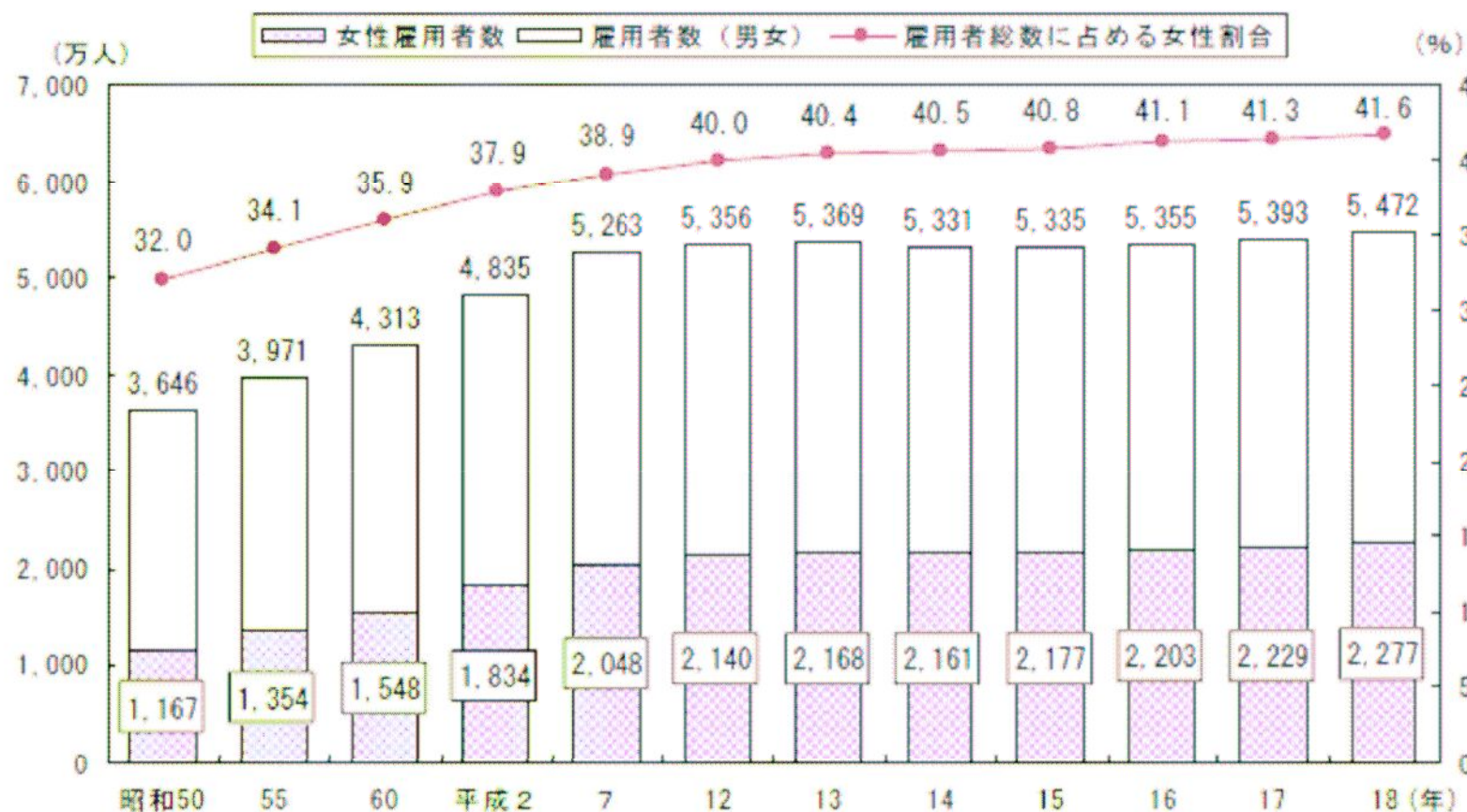
第1-8図 雇用者数の推移（全産業）



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

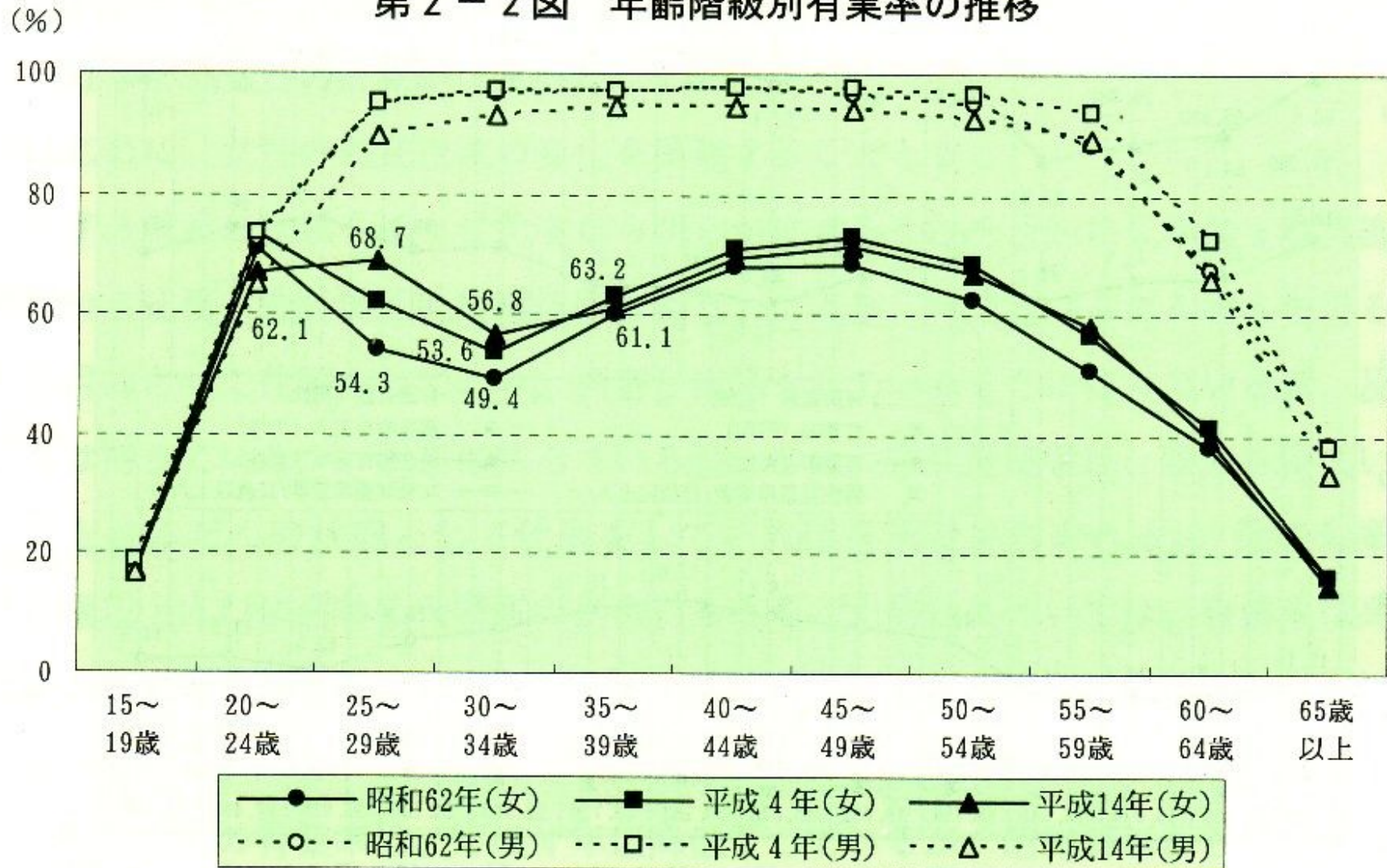


図表 1-8 雇用者数の推移



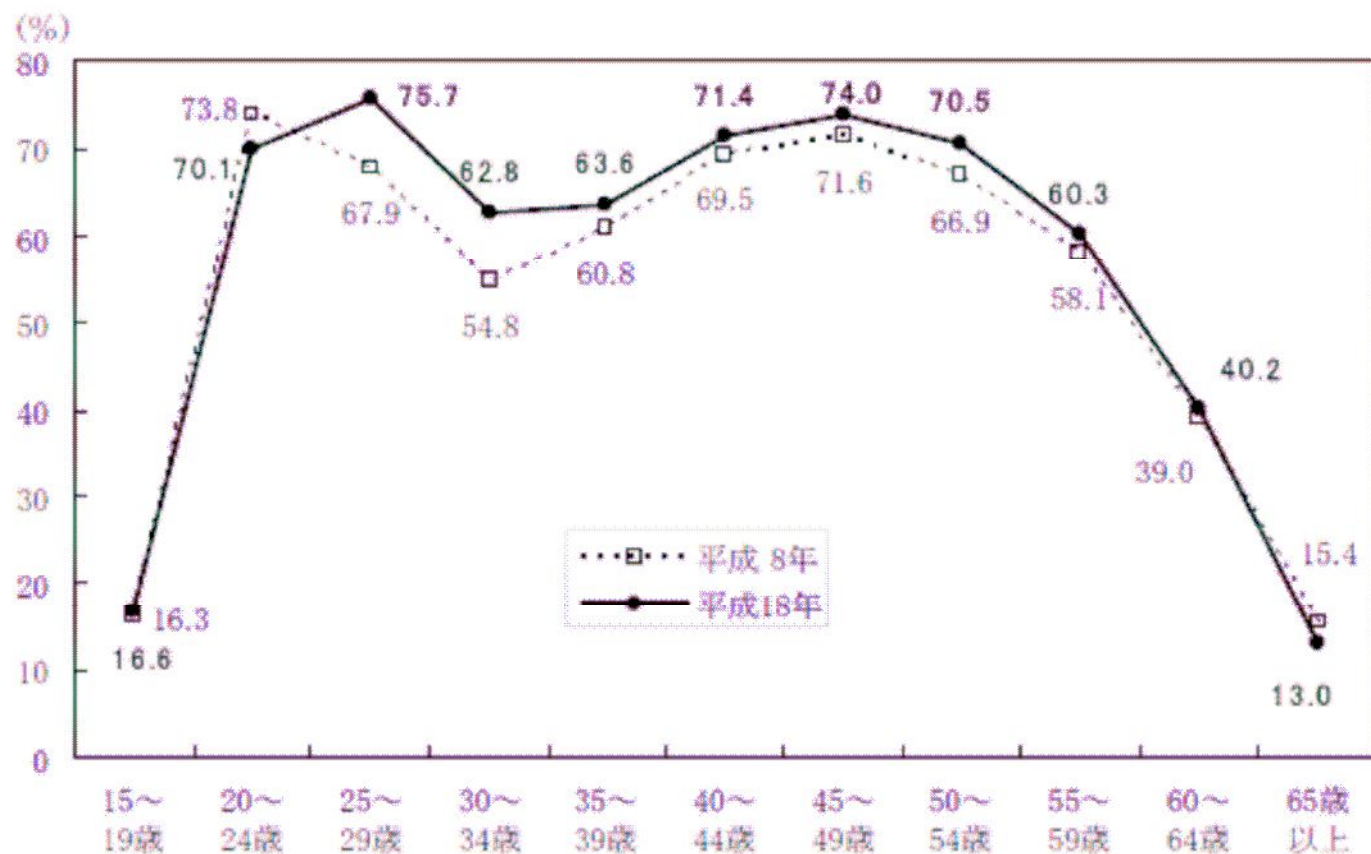
資料出所：総務省統計局「労働力調査」

第2-2図 年齢階級別有業率の推移



資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」(昭和62、平成4、14年)

図表 1-1 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成8、18年）

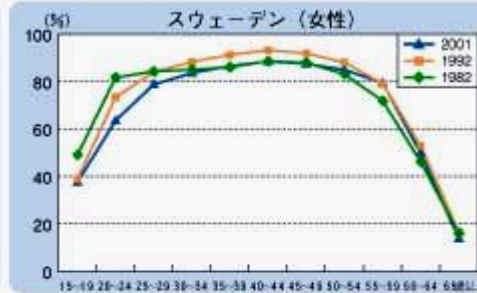


第1-序-20図 各国年齢階級別女性労働力率

日本



スウェーデン



韓国



ドイツ



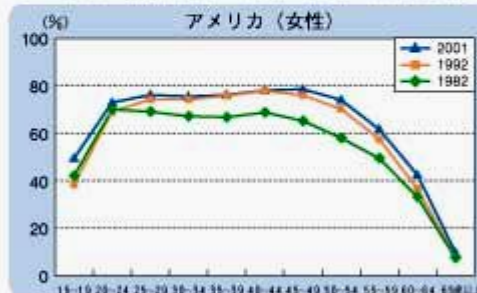
フィリピン



イギリス

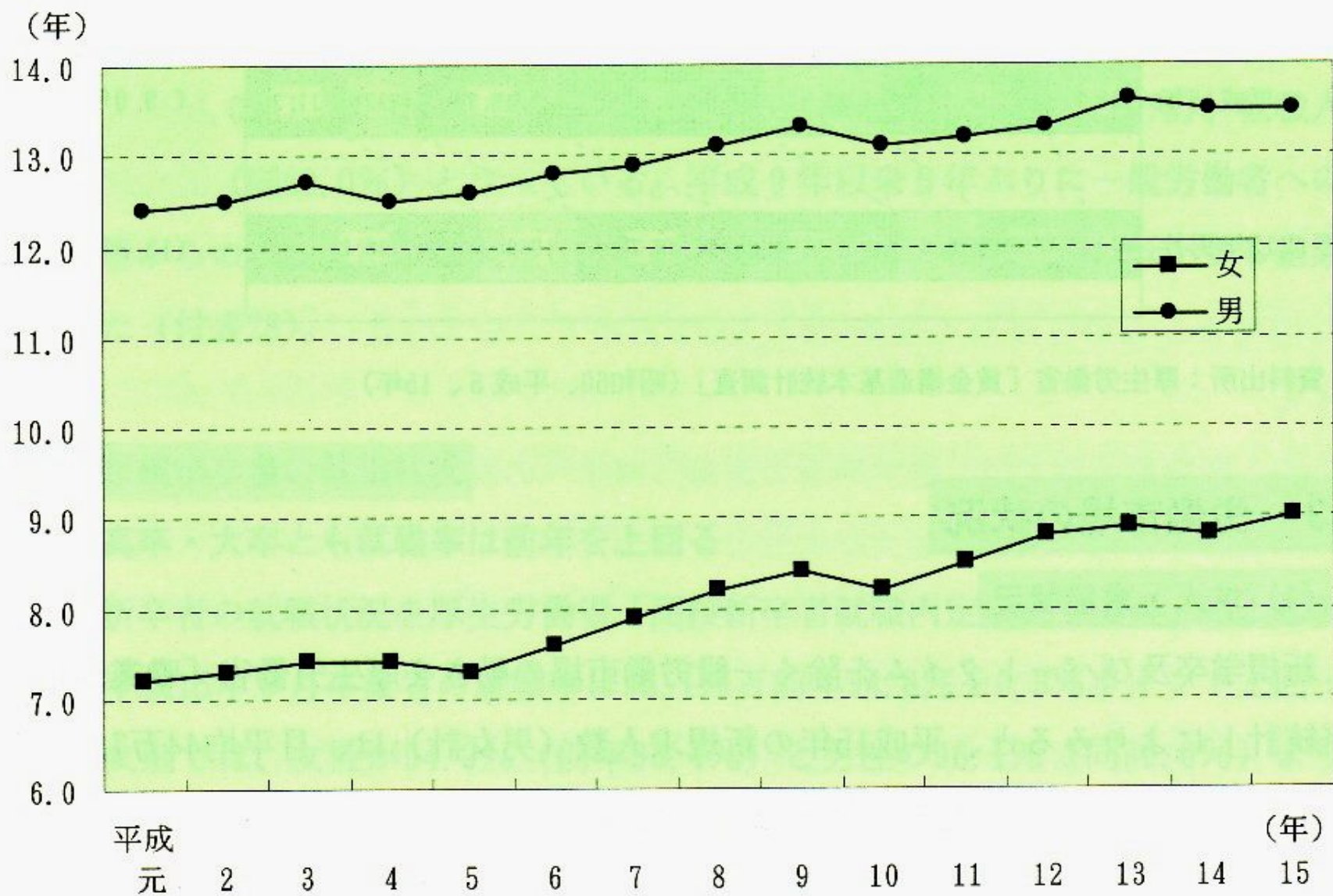


アメリカ



(備考) 1. ILO「Yearbook of Labour Statistics」より作成。  
 2. 2001年のフィリピン55～64歳は55～74歳、65歳以上は75歳。  
 2001年のイギリス35～44歳は35～49歳、45～54歳は50歳以上。

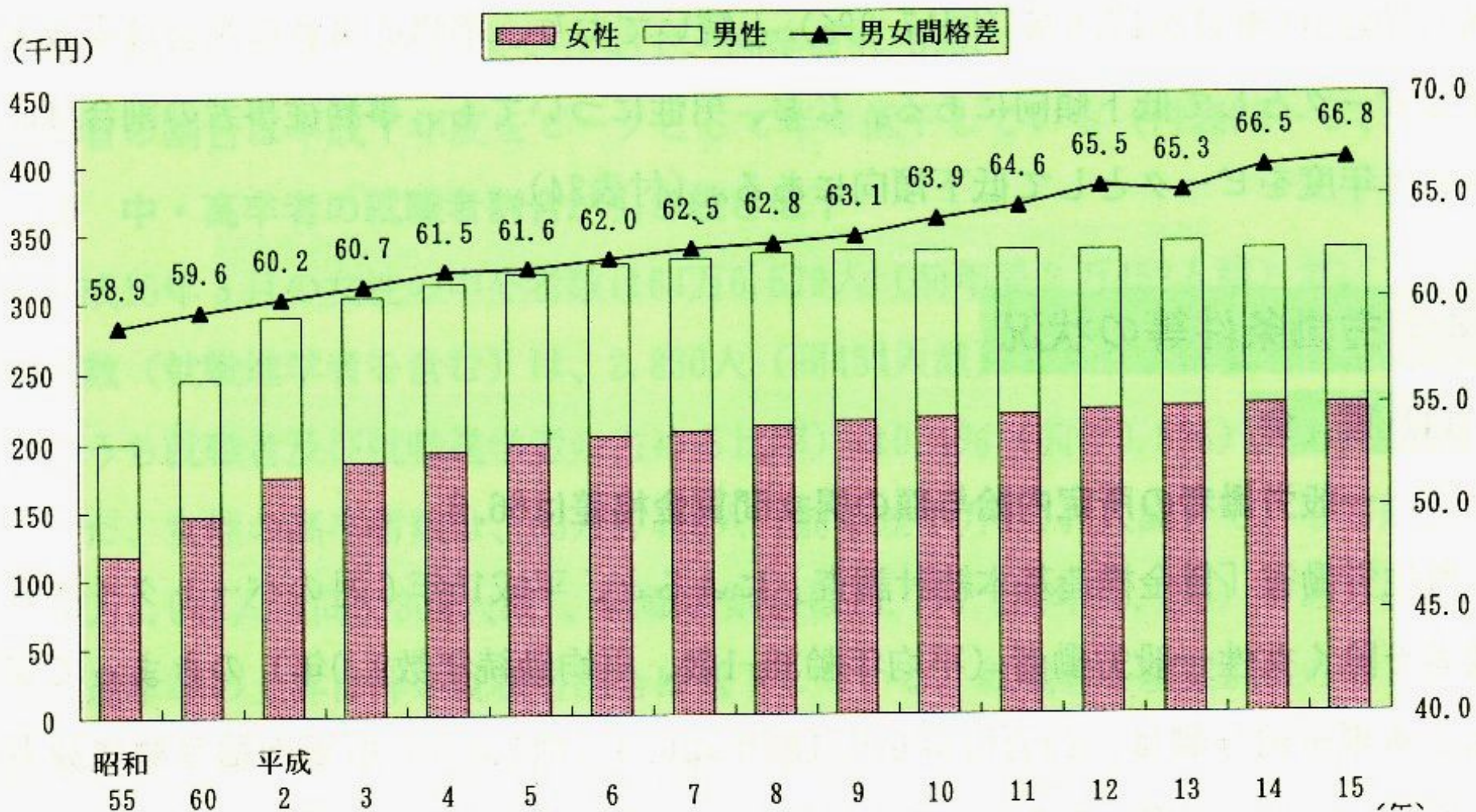
第1-11図 男女労働者の平均勤続年数の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



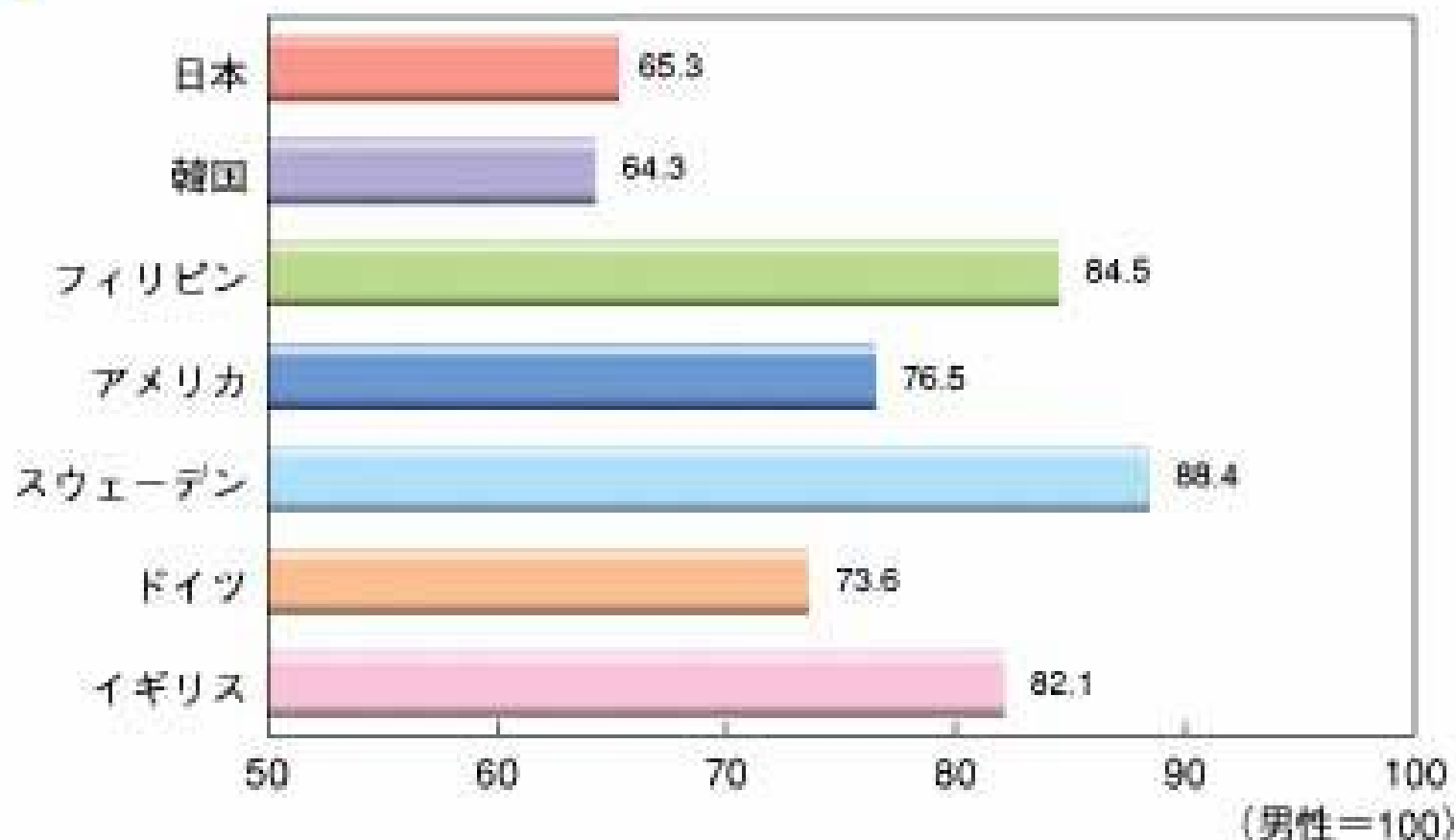
第1-13図 所定内給与額と男女間賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

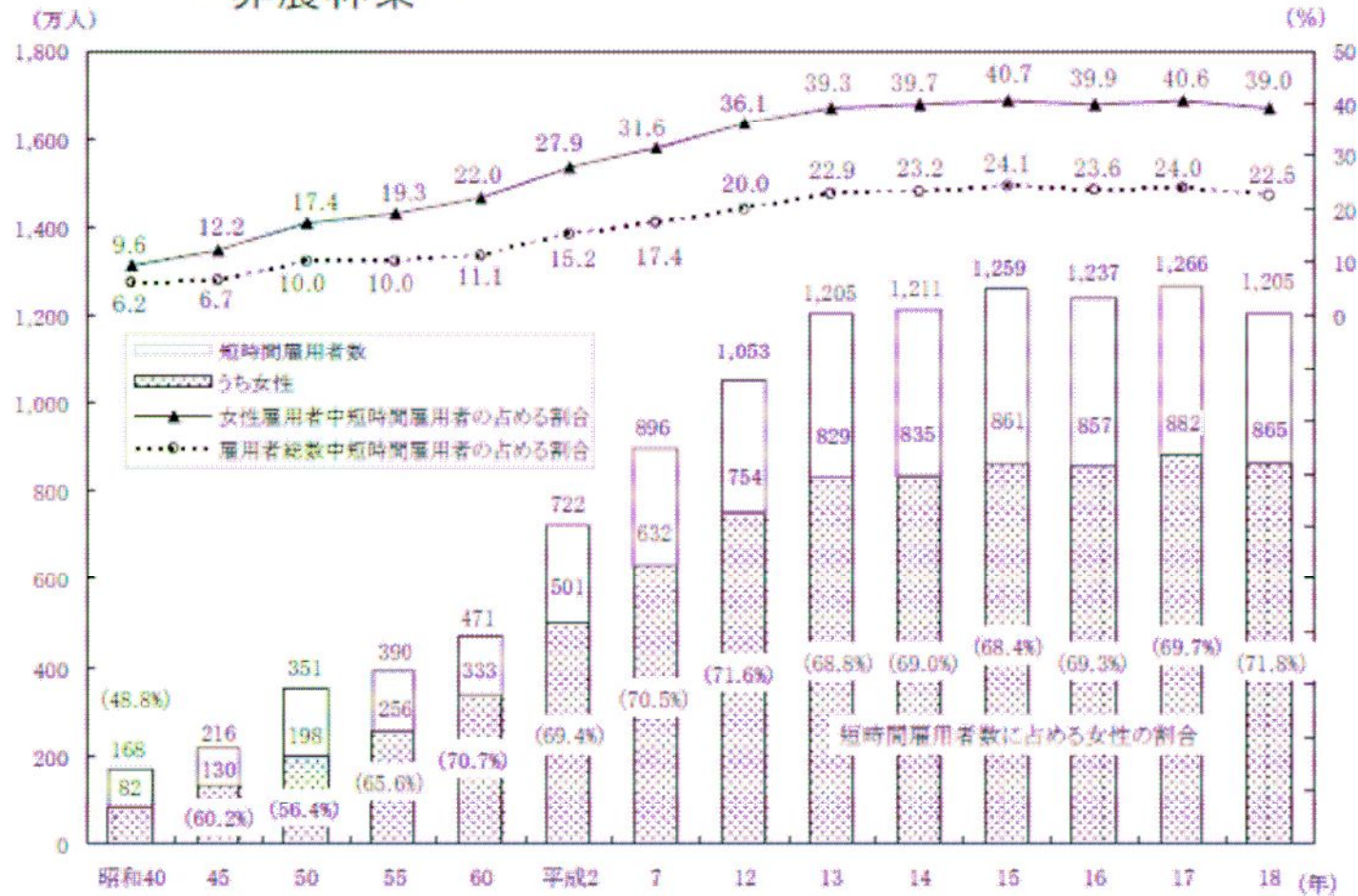


第1—序—23図 男女間賃金格差



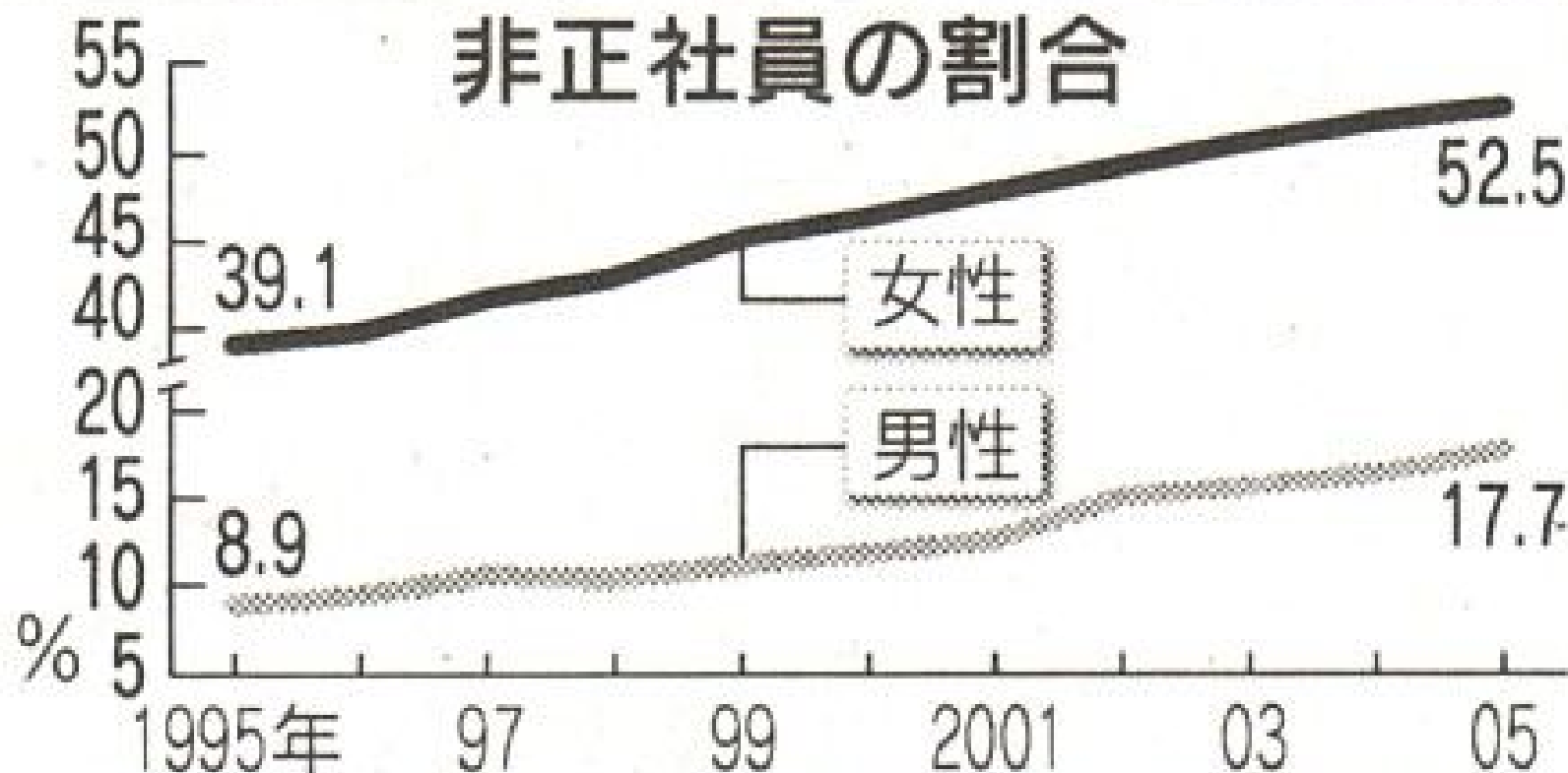
- (備考)
1. ILO「Yearbook of Labour Statistics」(2002年)、アメリカ商務省「Statistical Abstract of the United States」より作成。
  2. 男女間賃金格差は、男性賃金を100とした場合の女性賃金の値。
  3. 賃金は常用一般労働者の決まって支給する現金給与額及び賞与額(時間、日、週又は月当たり比較)。
  4. アメリカは1999年、その他の国は2001年のデータ。
  5. 労働者の範囲は、必ずしも統一されていない。

図表 1-23 短時間雇用者（週間就業時間 35 時間未満の者）数及び構成比の推移  
 —非農林業—



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

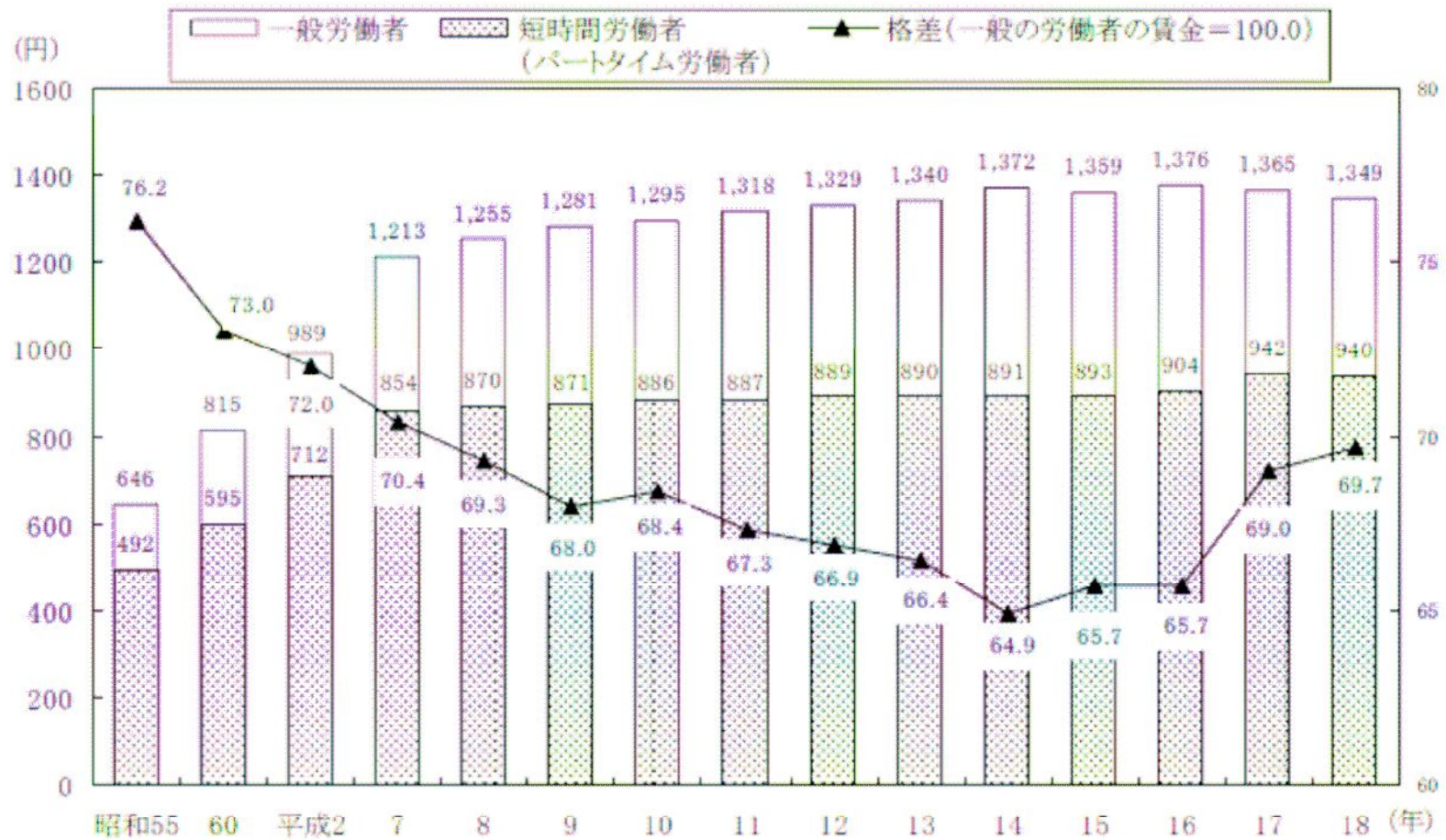
# 非正社員の割合



(注) 雇用者(役員除く)に占める割合。総務省調査より。  
2001年までは2月時点、それ以降は年平均



図表 1-24 女性短時間労働者と女性一般労働者の賃金格差の推移



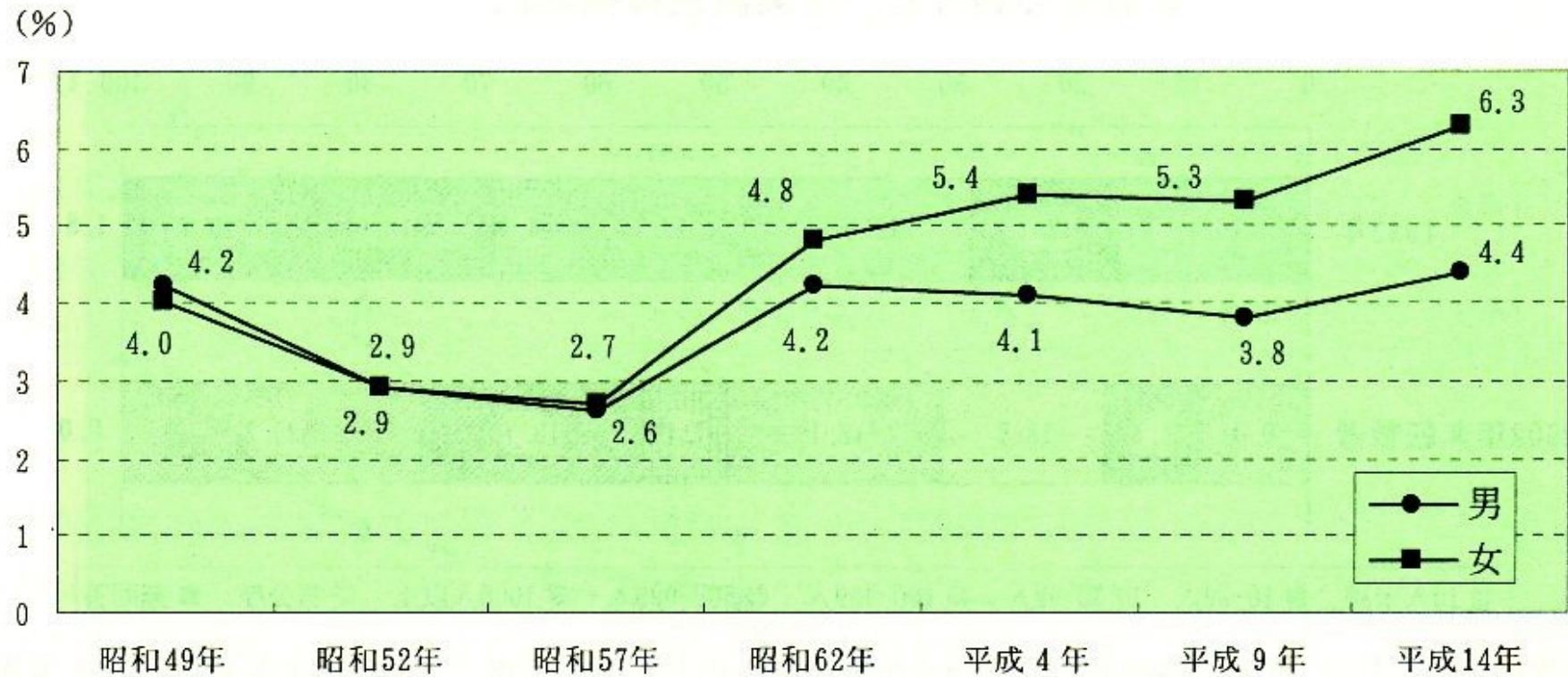
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 一般労働者の1時間当たりの所定内給与額は次の式により算出した。

1時間当たりの所定内給与額 = 所定内給与額 ÷ 所定内実労働時間数

注) 2 平成16年調査までは、「短時間労働者」を「パートタイム労働者」と表記していた。

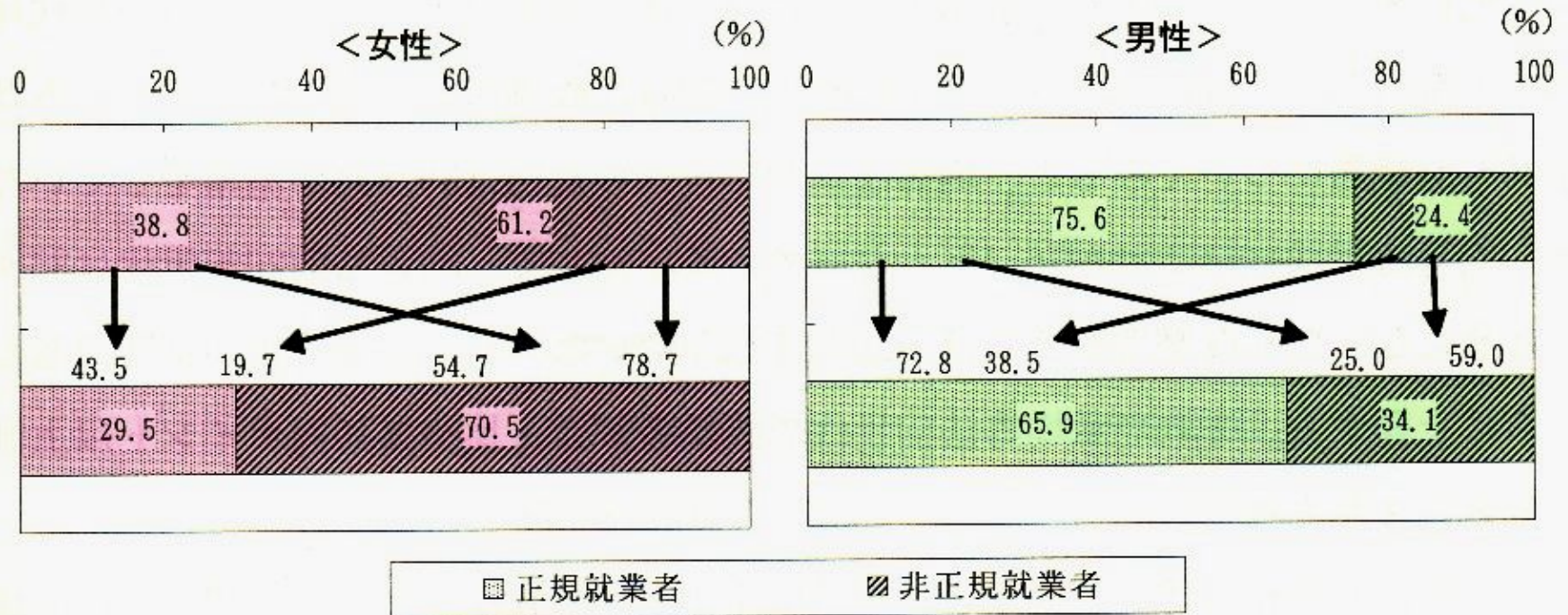
第2-37図 転職率の推移



資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」



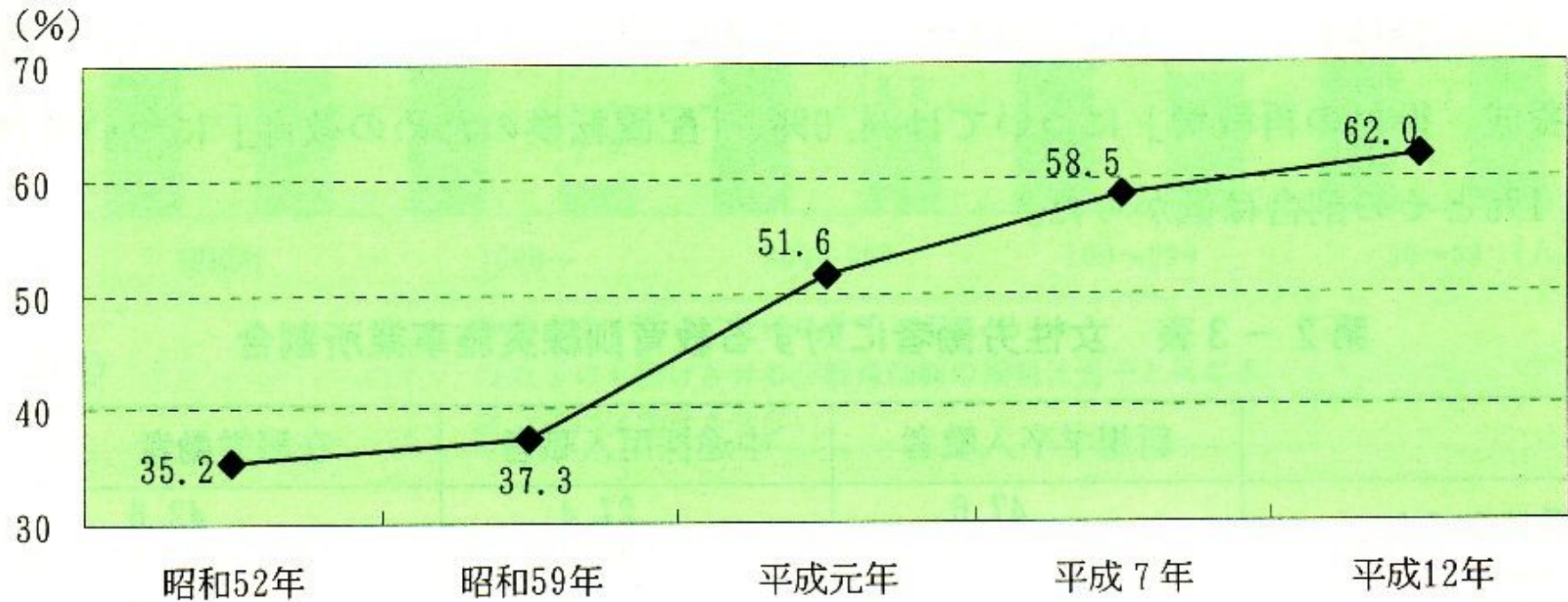
第2-41図 正規、非正規間の就業異動割合



資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」(平成14年)

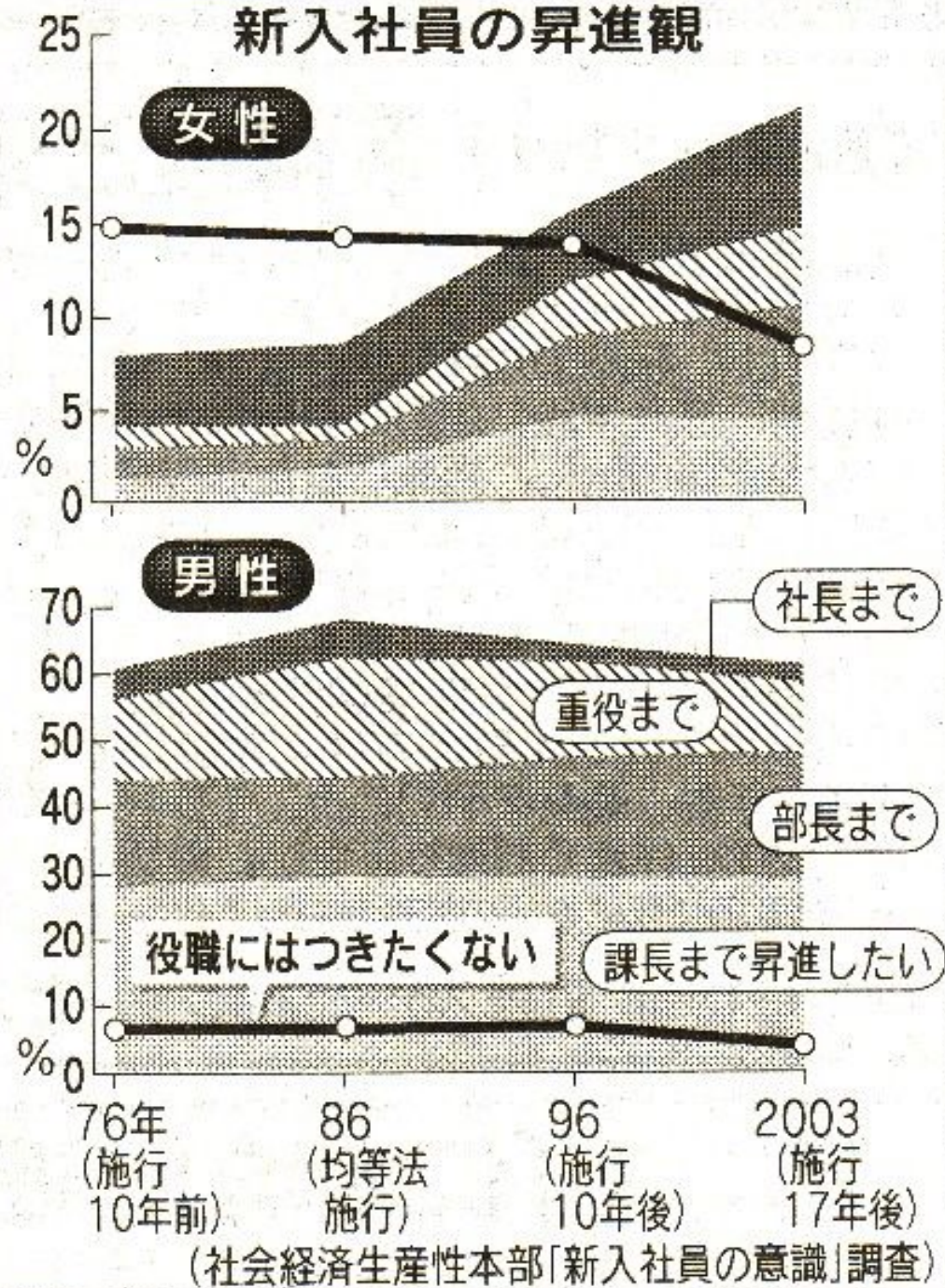


第2-62図 女性の役職者がいる企業割合の推移



資料出所：労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」（昭和52、59年）、「女子雇用管理基本調査」（平成元、7年）、厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成12年）

# 新入社員の昇進観



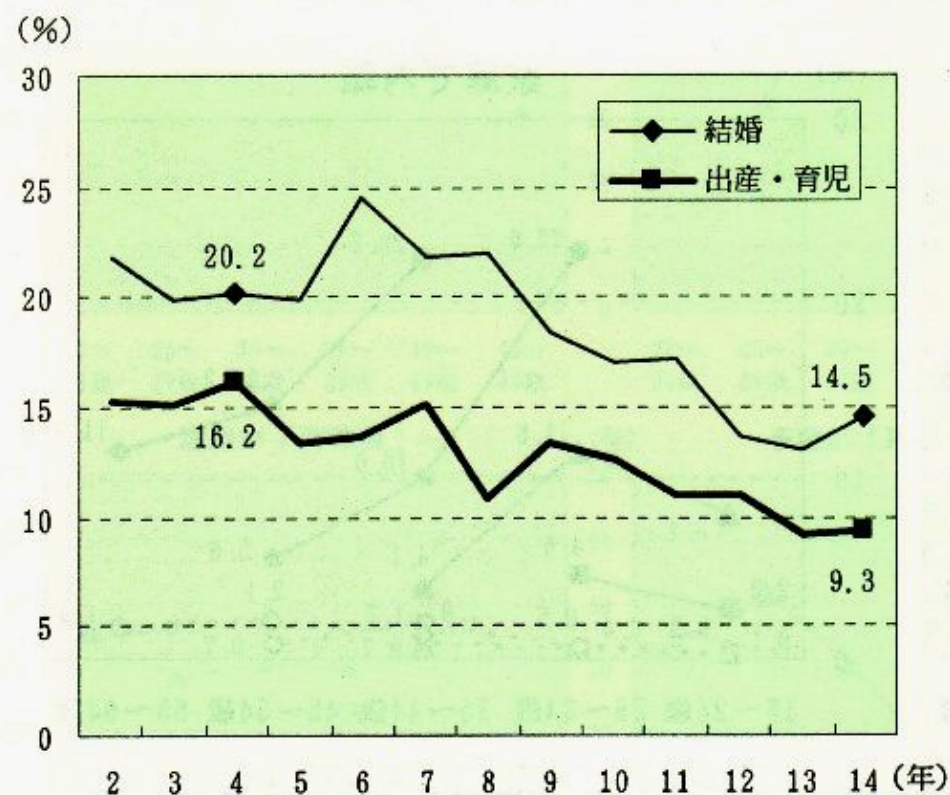
第1-2-14図 共稼ぎ世帯数の推移



- (備考)
1. 総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査」より作成。
  2. 男性雇用者と無業の妻からなる世帯とは、夫が雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
  3. 雇用者の共稼ぎ世帯とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
  4. 就業者から農林業及び家族従業者は除いた。

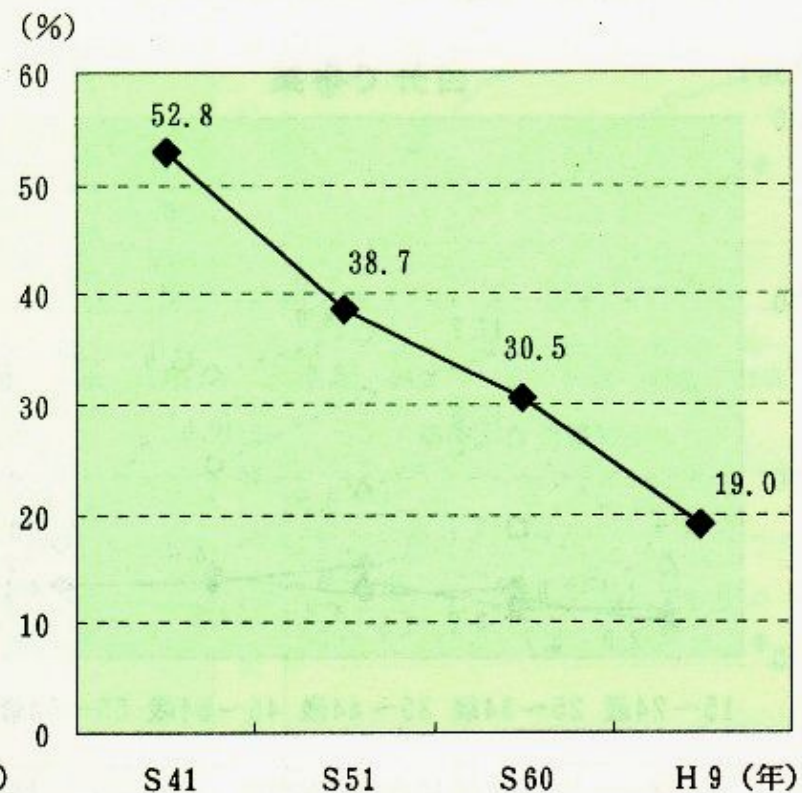


第2-30図 25～29歳層の結婚、出産・育児による女性離職者割合の推移



資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」

第2-31図 妊娠または出産による退職者の割合の推移

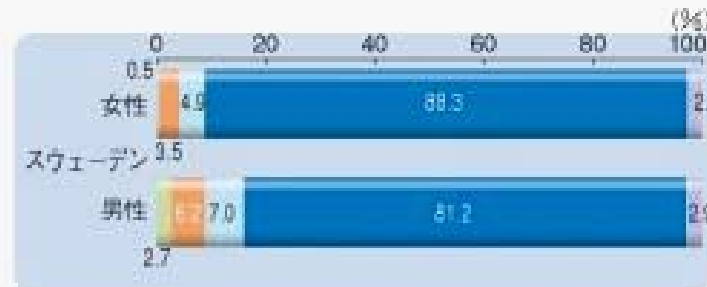
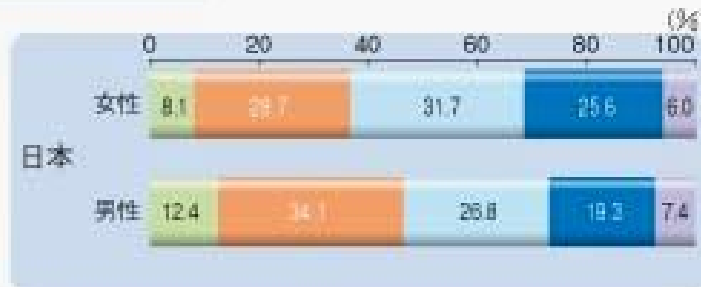


資料出所：労働省「女子保護の状況」(昭和41、51、60年)、「女性雇用管理基本調査」(平成9年)

\* 昭和41、51、60年は事業所規模30人以上、平成9年は5人以上規模事業所である。

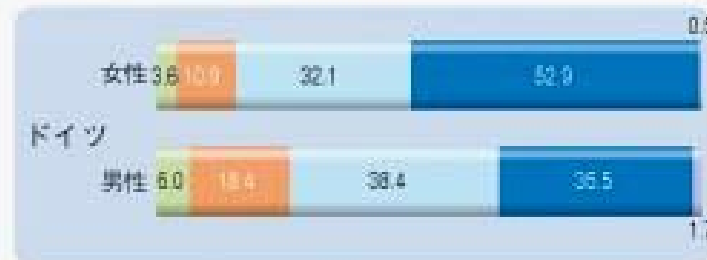
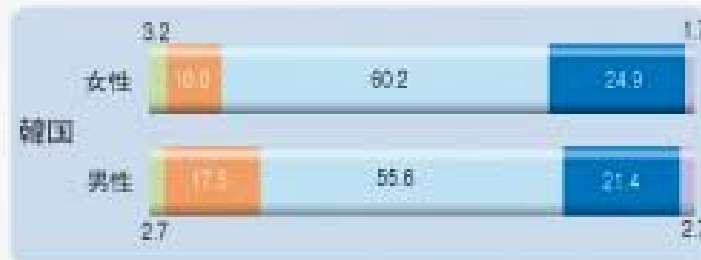
第1-序-22図 固定的性別役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）

日本



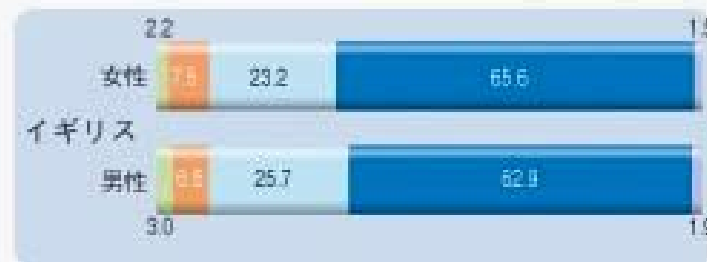
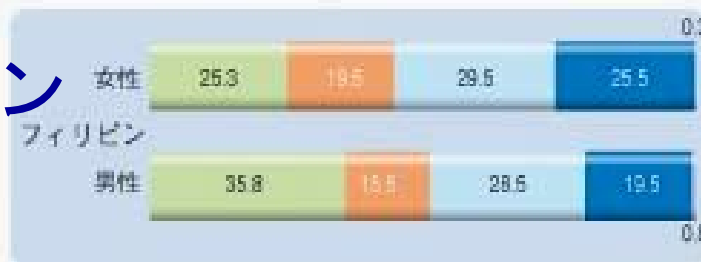
スウェーデン

韓国



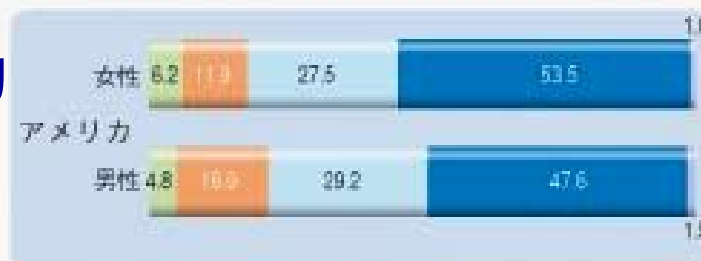
ドイツ

フィリピン



イギリス

アメリカ



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(平成14年度)、「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年7月)より作成。



# 「共働き賛成」の男性 10年で2倍に

妻に出産後も仕事を続けてほしいと考える「共働き派」の男性がこの10年間で2倍近くに増えていることが、政府が11日に閣議決定した04年版の「男女共同参画白書」で明らかになった。内閣府はその背景として、リストラや賃金カットにより男性1人では家計を支えきれなくなるなどの危機感が強まったと分析している。

女性が仕事を持つことに対する男性の意識を調べた内閣府の02年の調査によると、「子どもができてもずっと職業を続ける」と答えた「共働き派」は

## 04年の男女共同参画白書

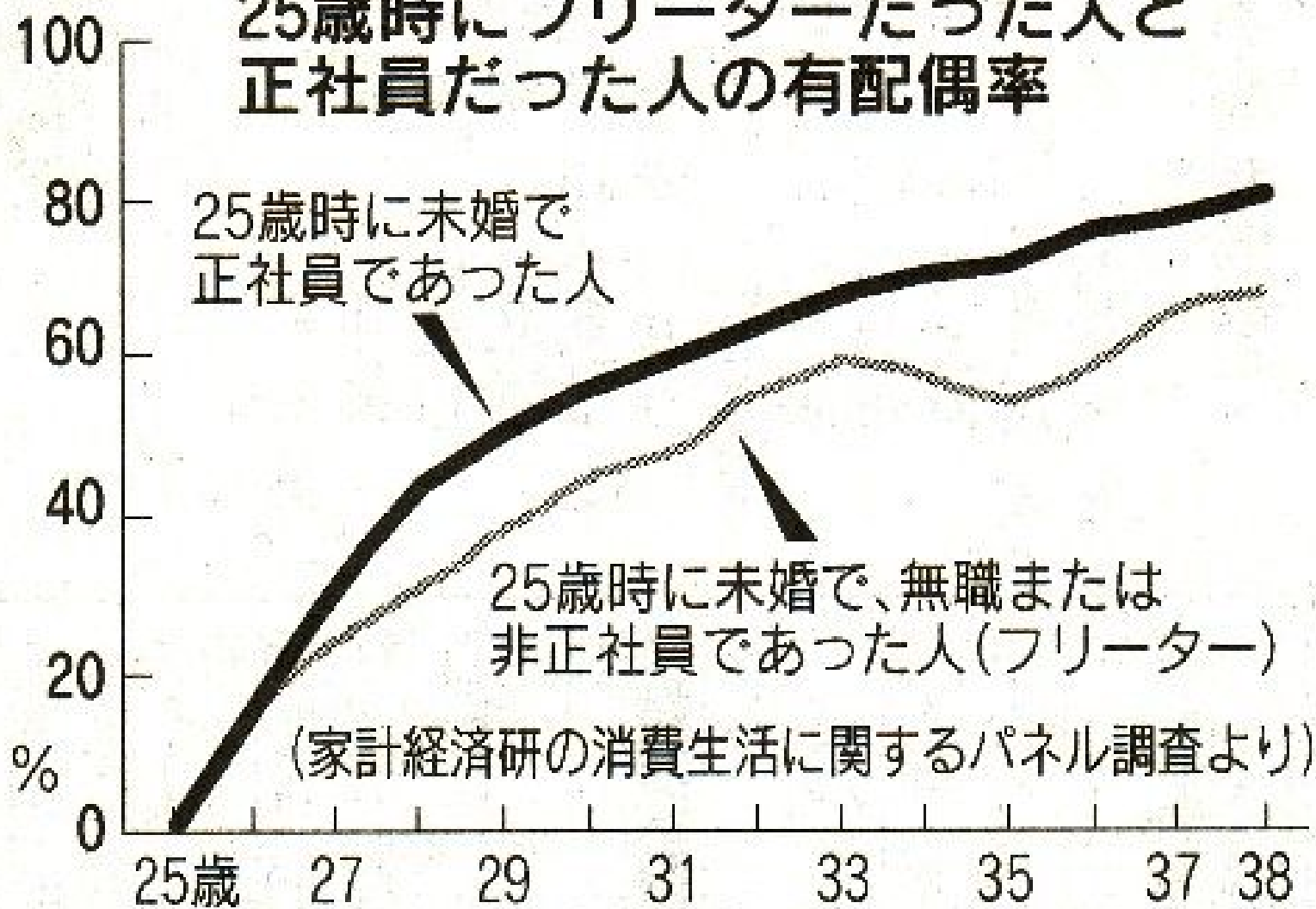
37・2%で、92年の19・8%からほぼ倍増。「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える人の31・8%を初めて上回った。

男性の所得の前年比増減を見ると、プラス5・2%だったバブル期の90年以降は減少が続き、02年と03年はそれぞれ1・3%、0・2%のマイナスだった。完全失業率も上昇しており、こうした厳しい雇用・賃金の状況が女性の就業を後押しする意識につながっていると思われる。

11-9-2004  
#70 (5)



# 25歳時にフリーターだった人と 正社員だった人の有配偶率



「男性は仕事、女性は家事」という社会的規範  
自体が転換してきている  
男女労働者間の機会均等と平等待遇がすすめ  
られている

しかし、依然「根深い不平等」がある  
男女の賃金格差  
男性より多いパートや臨時雇用形態での女性  
の就労  
熟練度や報酬において男性より劣る女性に偏っ  
た職業や職種への女性の集中



「世帯賃金」という考え方  
夫も持つ妻の賃金は  
「足りない分を補う家計補助」  
家族手当

職場では、男性と共に働き、  
家庭では妻のみ働く。

既婚の女性労働者の肩には  
二重の労働負担がのりかかる





一般男性社員が期待する女性像:

- 1) コツコツ真面目に、  
真の手足になる女性社員
- 2) 美人で計算の速い女性
- 3) ファイトのある女性

男性の手足として使える

「かわいい女性」が理想

中高年管理職の男性では、

職場における主婦的役割



日本女性の社会進出度:

総合116カ国中27位、

1位スウェーデン、

ノルウェー、フィンランド、デンマークの  
北欧諸国が続く

中国23位、フィリッピン28位

日本は後進国並み

国会議員比 63位

国家公務員管理職比 81位

専門・技術職比 53位

収入比 23位

(1995年国連開発計画)



## 「マイホームイデオロギー」

性別分業、家族賃金で妻子を扶養

妻が家計補助賃金

日本型企业社会をささえる

夫の支配：物質的基盤が家族賃金

## 労働力の再生産

家事・育児・介護労働

個々の家族で、女性の無償労働

男性：「会社人間」を可能にしている

## 企業中心社会

女性労働者を「二流の労働者」としている







## 男性の生活権と女性の労働権の復権

自立した男女の自由な選択による  
新しい家族の形態  
夫婦別姓

女の問題は男の問題、男の問題は女の問題

1. 26ショック(2005年) : 出生率



# 出生率 1.28 最低更新

## 2004年 4年連続で低下

厚生労働省が近くまとめる二〇〇四年の人口動態統計で、一人の女性が生涯に産むとされる子どもの数(合計特殊出生率)が過去最低の一・二八となることが明らかになった。過去最低の更新は四年連続。政府は保育所の整備など育児支援策に重点を置いた少子化対策をとってきたが、十分な効果があがっていない。少子化は政府の想定を上回るペースで進んでいる。

### 政府、少子化対策拡充へ

出生率が一・三〇を下り、結婚しない女性が増えるのは〇三年(一・二九)に続いて二年連続。結婚しても子どもをもちたい夫婦も増えている。政府は一九九五年、〇〇年からそれぞれ始まった少子化対策の五カ年計画の二・四二から低下傾向にある。結婚しても子どもをもちたい夫婦も増えている。政府は一九九五年、〇〇年からそれぞれ始まった少子化対策の五カ年計画の二・四二から低下傾向にある。

# 日本経済新聞

5月25日  
水曜日

発行所 日本経済新聞社  
 東京本社 〒100-8090 東京都千代田区大手町1-9-5  
 大阪本社 〒540-8536 大阪府大阪市中央区大手前1-1-1  
 名古屋支社 〒460-8386 名古屋市中区栄4-16-33  
 西部支社 〒781-8566 岡山県岡山市中区1-16-1  
 福岡支社 〒812-8566 福岡県福岡市博多区博多駅前2-16-1  
 札幌支社 〒050-8622 北海道札幌市中央区北1条西6-1-2

May I  
"health"  
you?

健康創造のステーション

# 出生率 1.32に 昨年

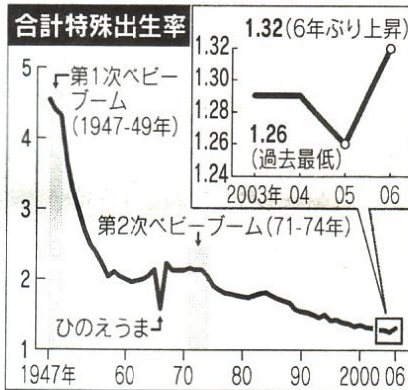
厚生労働省は六日、二〇〇六年の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産むと推定される子供の数）が六年ぶりに上昇に転じ、一

## 厚労省調査

・三二になったと発表した。前年比〇・〇六ポ上昇した。景気回復で雇用が改善し、一九七―七四年に生まれた「団塊ジュニア」世代を中心に婚姻・出生数が増え

## 団塊ジュニア中心 婚姻と出生数増

た。（関連記事5面に）  
合計特殊出生率は十五歳一転、〇六年は〇二年と同水準にまで回復した。

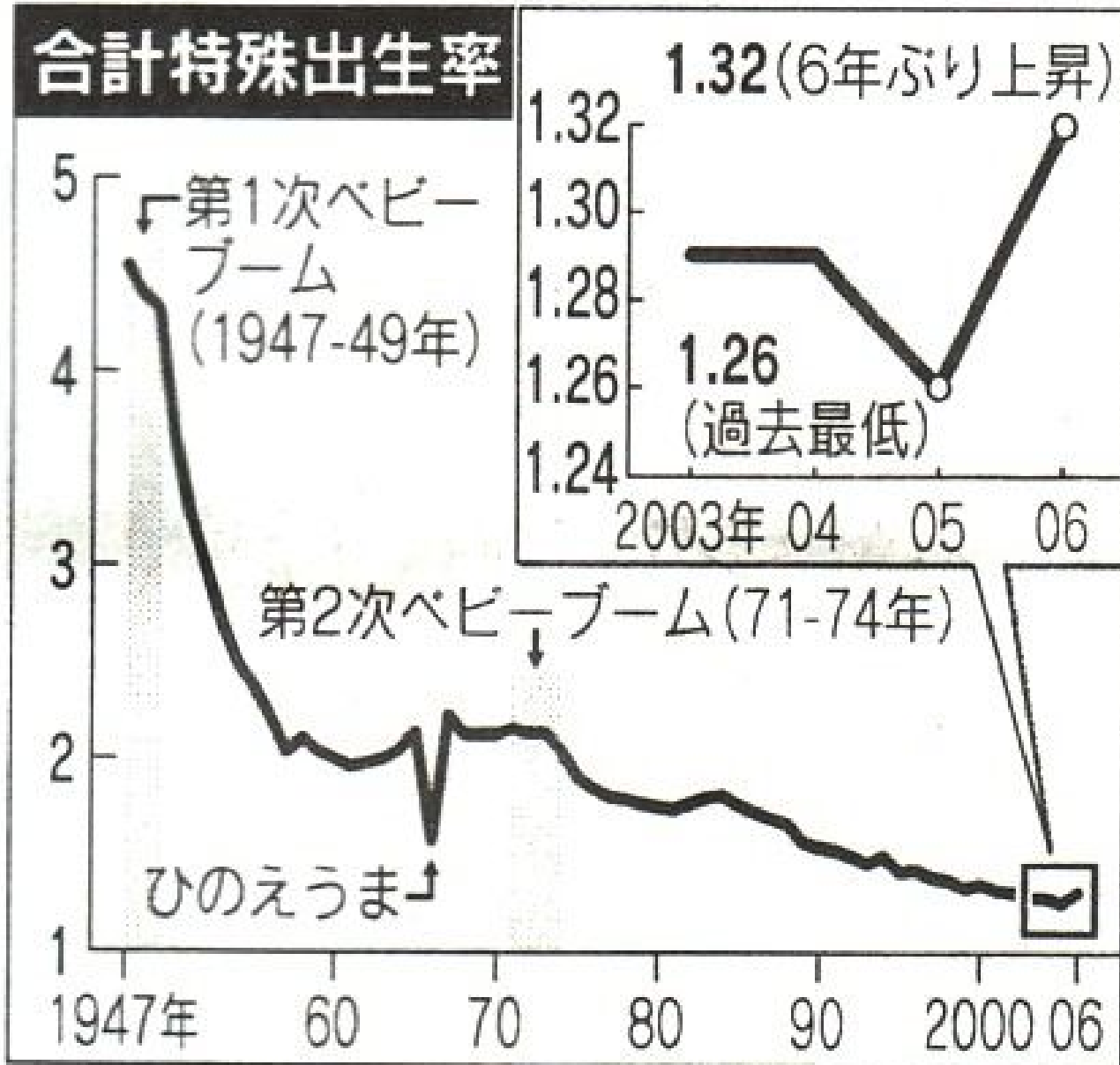


から四十九歳までの女性の年齢別出生率を足して算出した〇五年の一・二六から一転、〇六年は〇二年と同水準にまで回復した。〇六年の出生数は前年比三万人増の百九万三千人と六年ぶりに増加に転じた。年齢別にみると三十代のほかに二十代前半、四十代前半も前年を上回り、出生数の回復は幅広い年齢層に広がっている。景気回復で家計に余裕がある人が増え、出産意欲が高まったようだ。

〇六年の出生数は前年比三万人増の百九万三千人と六年ぶりに増加に転じた。年齢別にみると三十代のほかに二十代前半、四十代前半も前年を上回り、出生数の回復は幅広い年齢層に広がっている。景気回復で家計に余裕がある人が増え、出産意欲が高まったようだ。



# 合計特殊出生率



2005-3-29

享月

日

1992年3月17日 第3種郵便物認可

13版△

### 住金訴訟

# 女性差別人事を認定

## 大阪地裁 6300万円賠償命令

女性であることを理由に昇給も昇進で差別を受けたとして、住友金属工業(大阪市)の女性社員4人(1人は定年退職)が、同社に過去の差額賃金や慰謝料など総額約3億4千万円の支払いを求めた訴訟の判決が28日、大阪地裁であった。小佐田潔裁判長は、原告側が提訴後に入社した同社の内部資料をもとに「従業員が知らない差別的取り扱いがあった。性別のみによる不合理な取り扱いであり、公序良俗に反して違法」として男女差別を認め、同社に計約6300万円の支払いを命じた。

募集や採用での男女差別の禁止を企業の法的義務とした99年の改正男女雇用機会均等法の施行以前の男女の賃金格差につ

いて、女性を差別する人事制度があったことを認定して損害賠償を命じた判決は異例だ。

訴えていたのは、いずれも高校卒業後に事務職として採用され、99年に定年退職した北川清子さん(65)＝大阪市旭区＝と、69、75年に入社した現職社員3人。

訴訟で原告側は、独自の人事制度に採用時のコースの差による「格差はない」として退けた。

住友グループでは95年以降、住友電気工業、住友化学などに対しても女性差別に絡んだ訴訟が相次ぎ、すべて和解が成立。今回の訴訟が最後まで争われていた。

判決は、原告らと年収がもっとも近い事務職の高卒男性と比べても、年

収の差額は年々拡大し、各年齢における格差は20代後半の25万円から40代半ばで88万円に上ったとした。これについて、男女間の評価、査定に「明らかに差別的取り扱いがあった」と認定した。

訴訟で原告側は、独自の人事制度に採用時のコースの差による「格差はない」として退けた。

住友グループでは95年以降、住友電気工業、住友化学などに対しても女性差別に絡んだ訴訟が相次ぎ、すべて和解が成立。今回の訴訟が最後まで争われていた。

判決は、原告らと年収がもっとも近い事務職の高卒男性と比べても、年

収の差額は年々拡大し、各年齢における格差は20代後半の25万円から40代半ばで88万円に上ったとした。これについて、男女間の評価、査定に「明らかに差別的取り扱いがあった」と認定した。

募集や採用での男女差別の禁止を企業の法的義務とした99年の改正男女雇用機会均等法の施行以前の男女の賃金格差につ

いて、女性を差別する人事制度があったことを認定して損害賠償を命じた判決は異例だ。

訴えていたのは、いずれも高校卒業後に事務職として採用され、99年に定年退職した北川清子さん(65)＝大阪市旭区＝と、69、75年に入社した現職社員3人。

訴訟で原告側は、独自の人事制度に採用時のコースの差による「格差はない」として退けた。

判決に対しては、即座に控訴したい。

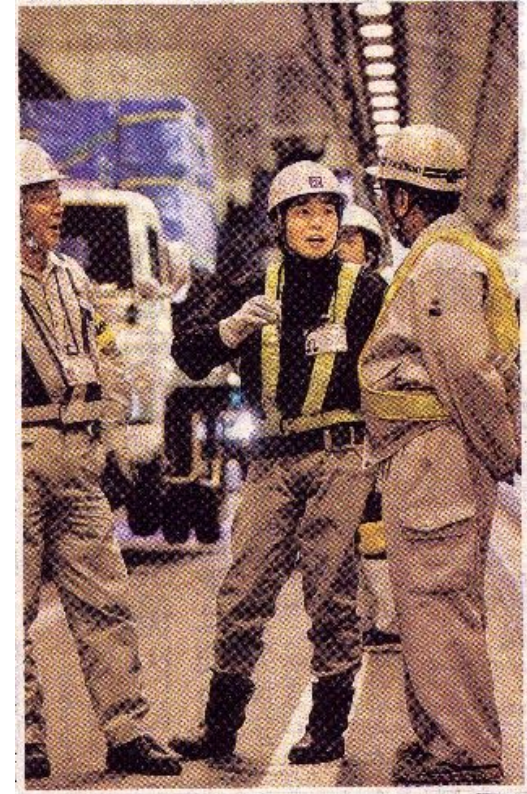




「バー・ブルミエ」で活躍する  
山本智恵美さん（大阪市北区）



仕込み中の樽から試料を取る杜氏の  
向井久仁子さん（京都府伊根町）



鯛区振の仕上がりをチェックする高級金の大熊貴子さん



## 女の挑戦



# 今週の「こんな生き方もある」



杜氏＝酒造り師

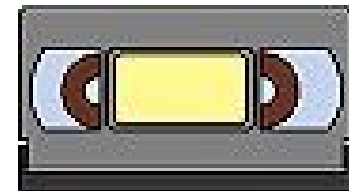
Fole2007.02

# 今週のビデオ

あしたをつかめ

平成若者仕事図鑑

コンビニ・マーチャンダイザー



NHK教育TV: 2007年5月12日放送  
25分

# 現代経済事情Ⅲ 世界経済と中小企業

第10回 終わり

2007年6月27日

高田好章

